

# 「Y E G マニュアル 抜粋」

## 商工会議所とは?

商工会議所は、明治 11 年東京・大阪・神戸の実業界の人々が提唱して設立され、古い歴史を背景に発展してきました。現在の制度は、昭和 28 年 8 月に制定された「**商工会議所法**」という法律によって設立が認可され、運営されている法人です。商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的とし(商工会議所法第六条)、商工業を営む人はだれでも自由に参加できます。

### ● 目的と性格

商工会議所は、地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。したがって、商工会議所の活動には、大企業も中小企業も、互いに力を合わせ、その地域を住みよく、働きやすいところにしてほしいという念願がこめられています。

### ● 商工会議所の特徴

商工会議所は①地域性－地域を基盤としている②総合性－会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される③公共性－公益法人としての組織と活動などの面で強い公共性を持っている④国際性－世界各国に商工会議所が組織されている－以上 4 つの大きな特徴を持っています。

### ● 商工会議所の事業活動

商工会議所は、業種・業態・規模の大小を問わず地区内のすべての商工業者の利益を図るとともに、地域経済社会の振興・発展や社会福祉の増進に資することを目的とし、その目的達成のため次のような多岐にわたる事業を展開しております。

#### (参考)

「**商工会議所法**」は、昭和 28 年(1953 年)10 月 1 日に施行された 91 条の条文から成る法律です。

(検索 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/s28/s28HO143.html>)

この商工会議所法に基づいて「**日本商工会議所定款**」が作られ、同 29 年(1954 年)7 月 1 日に施行されました。

(検索 <http://www.jcci.or.jp/johokokai/teikan061108.pdf>)

併せて「**商工会議所標準定例**」が作られ、これを基に各地の商工会議所の定款を作成したために、全国的にほぼ同じような定款となっています。

## ● 商工会議所の議員

商工会議所の議員は、さまざまな地域、業種の中から選ばれ、会員の意見を代表して商工会議所の事業を運営していく重要な職務です。

また、議員は、商工会議所の最高意思決定機関である「議員総会」の表決権を有し、重要案件を審議、表決します。

### <議員の種類・選出方法・定数>

議員種類	選出方法	議員定数 (※1)
1号議員	会員からの選挙	議員定数の50/100以上
2号議員	部会からの選出	議員定数の35/100以下
3号議員	定款で定める(会頭の指名等)	議員定数の15/100以下

※1. 議員の定数は、30人から以上150人までの間で、定款で定める

## ● 商工会議所の役員

役職	人数	選任方法
会 頭	1人	議員総会において会員のうちから選任
副 会 頭	4人以内	議員総会の同意を得て会頭が会員のうちから選任
専務理事	1人	議員総会の同意を得て会頭が選任
常 議 員	議員定数の1/3以内	議員総会において議員のうちから選任
監 事	2～3人	議員総会において会員のうちから選任

## ● 商工会議所の歴史

明治維新の日本に於いて、幕末の混乱期に諸外国と締結した通商条約等の国際的に不平等な諸問題を是正しなければならなかったことから、当時参議であった伊藤博文氏が大隈重信氏と協議し、商工業者の民意を取り入れ、まとめる機関の必要性を提唱しました。

これにより、欧米に倣い実業家と協力して、明治 11 年(1878 年)東京に渋沢栄一氏、大阪には五代友厚氏、そして神戸に神田兵右門氏らが中心となって設立させた「商法会議所」が、現在の「商工会議所」の原点となります。その後「商業会議所」と改名され、同 25 年(1892 年)には全国 15 カ所の「商業会議所」が結集し「商業会議所連合会」(日本商工会議所の前身)が設立されました。

そして、大正 11 年(1922 年)6 月に「商業会議所連合会」を改編し、常設の機構・事務局を持つ「日本商工会議所」が設立されました。

以後、名称・組織の変更など様々な変遷を遂げながら、昭和 28 年(1953 年)に現行の商工会議所法が施行され、現在に至っております。

明治 11 年(1878 年)	「商法会議所」設立 東京 3 月、大阪 8 月、神戸 10 月
明治 22 年(1889 年)	「商業会議所条例」発布、「商業会議所」に改名
明治 25 年(1892 年)	全国 15 ヶ所の商業会議所が結集し「商業会議所連合会」結成
明治 35 年(1902 年)	「商業会議所法」施行
大正 11 年(1922 年)	商業会議所連合会を改編し「日本商工会議所」設立 6 月
昭和 3 年(1928 年)	「商工会議所法」施行(日本商工会議所の法定化)
昭和 18 年(1943 年)	戦時統制の下、商工会議所解散、「商工経済法」が施行され、「商工経済会」に再編
昭和 21 年(1946 年)	前年(昭和 20 年)終戦、商工経済法廃止、商工経済会解散
昭和 25 年(1950 年)	「商工会議所法」施行(社団法人としての商工会議所)
昭和 28 年(1953 年)	現在の「商工会議所法」施行。10 月 1 日
昭和 41 年(1966 年)	アジア商工会議所連合会(CACCI/キャッシー)発足
昭和 43 年(1968 年)	全国商工会議所婦人会連合会発足(後に、婦人→女性に変わる)
昭和 53 年(1978 年)	商工会議所 100 年記念行事を挙げる
昭和 58 年(1983 年)	全国商工会議所青年部連合会発足。4 月 1 日
平成 13 年(2001 年)	日本商工会議所定款に女性会連合会、青年部連合会が明記される
平成 18 年(2006 年)	正式名称「全国商工会議所青年部連合会」の表記を「日本商工会議所青年部」、呼称を「日本 YEG」とする。2 月

## ● 商工会議所マークの由来



商工会議所のマークは、Chamber of Commerce and Industry の 3 つの頭文字を組み合わせたものです。また、Japan の頭文字も含ませ大鳥が翼を広げて飛ぶ様子を表現しています。すなわち、日本商工会議所が世界に飛躍していることを示し、全国各地の商工会議所はこのマークで統一されています。

# 商工会議所青年部【Y E G】とは？

## ● 商工会議所青年部の目的

商工会議所青年部は、次代の地域経済を担う若手経営者・後継者の相互研鑽の場として、また、青年経済人として資質の向上と会員相互の交流を通じて、企業の発展と豊かな地域経済社会を築くことを目的としています。

活動の中心は、あくまでも地域経済をリードする若き企業経営者の勉強の場であり、綱領・指針に則り、企業の発展と同時に、地域経済の発展を図る商工会議所活動の一翼を担うという理念のもとに、各地の商工会議所に設置されています。

現在、商工会議所青年部は、全国 514 商工会議所のうち 455 カ所に設置され、その会員数は 32, 342 人、うち日本商工会議所青年部(日本 Y E G)に加盟する青年部は、408 青年部、会員数は、29, 315 人(会員数は平成 25 年 5 月現在)を数えるまでに大きく成長してきました。青年部出身の会頭、副会頭も増え、常議員、議員を合わせると約 6, 200 人にもものぼる(現役会員を含む、平成 25 年 5 月現在)など、地域の商工業者の後継者として若さと情熱をもった若き経済人として、産業分野のリーダーとして活躍しています。まさに「若き企業家集団〈Y E G(Young Entrepreneurs Group)〉」として、地域の次代を担う志の高い経営者の育成に貢献していると確信しています。日本 Y E G は、ますますその存在と責任の重さを感じながら、真に地域が繁栄していくためのリーダーづくりに努力していきます。

## ● 日本商工会議所青年部(日本 Y E G)とは

- ・正式名称 全国商工会議所青年部連合会
- ・表 記 日本商工会議所青年部
- ・呼 称 日本 Y E G
- ・会 員 415 単会(全国の商工会議所青年部):加入率 90%(H30 現在)
- ・特別会員 45 道府県商工会議所青年部連合会 ……未設置 東京都 山梨県  
9 ブロック商工会議所青年部連合会  
総メンバー数 33,000 人(平成 30 年 4 月現在)
- ・事 務 局 日本商工会議所 中小企業振興部内  
東京都千代田区丸の内 3-2-2  
TEL 03-3283-7848 FAX 03-3211-4859

## ● 日本商工会議所日本Y E Gの事業

日本Y E Gには3つの大きな事業があります。青年部の祭典として「全国大会」。全国を9ブロックに分けて研修と事業の成果について情報交換を行う「ブロック大会」。そしてこれからの青年部活動のためのリーダー研修の場としての「全国会長研修会」。この大事業を中心にヒューマンネットワークづくりに実践しています。

このほか、個々の事業所の経営力向上につながる研修会等、また、ビジネスネットワークを構築し更なる経営基盤の強化につながる事業を実施し、会員事業所の発展につなげる事業を推進しています。

また、地域・業界・個々の事業所などで抱える諸問題について、取りまとめ検証し日商会頭へ具申、提言活動を行なっています。さらに、平成18年度からは、国の若手公務員との意見交換も行き、地域からの声を国や行政に訴えるためのパイプ作りがなされております。

### 1. 全国会長研修会

(目的)： 各地商工会議所青年部の指導的役割を担う会長、次期会長予定者、および担当事務局を対象に、地域経済を担うリーダーとしての資質の向上と意識の高揚を図るとともに、青年部の当面する課題等について意見交換を行い、青年部組織の活性化と一層の充実に資する。

(「日本商工会議所青年部全国会長研修会」開催要項より抜粋)

### 2. 全国大会

(目的)： 商工会議所活動の一翼を担う全国各地の青年経済人が、交流と連携を通じて次代への先導者としての意識効用を図る。併せて、新しい地域文化の創造と豊かで住みよい地域づくりに向けた役割と責務について認識を深める。以て、地域経済社会の将来にわたる健全な成長・発展に寄与する。

(「日本商工会議所青年部全国大会」開催要項より抜粋)

### 3. ブロック大会

(目的)： 経済・社会環境が大きく変化する中で、企業と地域社会の次代を担う青年経済人が互いに交流と連携の輪を拡げ、企業の発展と豊かな地域社会の形成に果たす商工会議所の役割を認識し、その実現のために青年経済人として何をなすべきかを研究し研鑽することを目的とする。

(「日本商工会議所青年部ブロック大会」開催要項より抜粋)

## ● 日本商工会議所青年部【日本Y E G】の歴史

商工会議所青年部は、次代の地域経済を担う後継者の相互研鑽の場として、また青年経済人として、資質の向上と会員相互の交流を通じ、自企業の発展と豊かな地域経済社会を築くことを目的に、全国各地の商工会議所に設置されています。

しかし、商工会議所のある都市部には、各種団体の青年部などが数多く存在し、中には商工会議所がそれらの団体の事務機能を代行しているところも多いなどの背景もあって、青年部を設置することに消極的な商工会議所もみられます。一方で、商工会議所青年部の活動は、企業経営や商工会議所の勉強の場であり、交流や連携、研修や研鑽を通じて企業の発展を図ることや、企業や地域を取巻く諸問題解決のための意見・建議活動を行うなど、商工会議所の強化につながることや、各種団体の青年部等との相違点についての理解や認識が深まるにつれて、青年部を設置する商工会議所が急速に増えてきました。

このような中で、先進青年部の中から日本商工会議所(日商)に対して「青年部の全国組織化を図ってほしい」「全国大会を開催してほしい」という要請が、1979年(昭和54年)頃から出てきました。そこで日商では、全国組織化や全国大会を開催する前に、商工会議所青年部の目的、あり方を確認し合う必要があるとの観点から、地域ブロックごとに、青年部の運営研究会を開催してきました。

こうした経緯を踏まえ、「行動する商工会議所に若い力を」のスローガンのもとに、商工会議所青年部の初めての全国大会が1981年(昭和56年)11月に群馬県前橋市で開催されました。この大会で「全国組織化を図れ」との提案があり、参加者全員の総意で採択されました。

これを受けて日商では、全国9ブロックの青年部の代表25人から成る「全国組織化推進委員会」を設け、全国組織化の必要性について再確認するとともに、全国連合会が行うべき事業とその収支予算等について検討を重ねてきました。1982年(昭和57年)10月に富山県高岡市で「若い力を結集し、商工会議所に新たな飛躍を」のスローガンのもとに第2回の全国大会が開催されましたが、その際、全国商工会議所青年部連合会の結成大会も併せて開催され、全国組織化推進委員会が検討してきた連合会の規約、事業計画、収支予算等が同大会で諮られ、その結果、全国商工会議所青年部連合会(通称：商青連)が、1983年(昭和58年)4月1日に発足することとなりました。

そして、2001年(平成13年)5月24日、商工会議所の組織基盤を強化し、商工業の改善発展に寄与するために、“商工会議所青年部を会員とする全国商工会議所青年部連合会を置く”として、全国商工会議所女性会連合会とともに日本商工会議所定款に明記され、その組織が日本商工会議所の一部として正式に認証されました。

また、2006年(平成18年)2月より、正式名称「全国商工会議所青年部連合会」の表記を「日本商工会議所青年部」に、また呼称を「日本Y E G」とすることになりました。

2008年(平成20年)に、規約の第1条(目的)と第3条(事業)の改正を行いました。それまで交流と連携に主眼を置かれていた日本Y E Gの目的を、商工会議所の一翼を担う組織となるため、全国組織としての方向性を明確にするとともに、各地の青年部の声を集約した上で商工業振興を支援、さらに組織強化に寄与することと改正しました。

2009年(平成21年)から、全国会長研修会(11月)を「次年度会長は十分準備期間をとって次年度に備えること、当該年度会長には当該年度の事業の精査をする期間」とし、全国大会(2月・3月)を「全国の仲間と共に当該年度集大成の場、また次年度との交流と連携の場とする」ことを目的にサイクル変更を実施いたしました。

職務	会務統括室		外務室		地域創生室		組織力増強室	
	会務運営委員会	組織改革委員会	広報委員会	渉外委員会	楽市運営委員会	観光戦略委員会	会員拡大委員	会員交流委員会
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総会の管理運営 (5月・10月・1月)</li> <li>・役員会の管理運営</li> <li>・例会や事業等の出席状況管理</li> <li>・慶弔旗の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会則・内規の研究報告と全体検討会の開催(2月)</li> <li>・会則・内規の調査研究</li> <li>・OBとの交流会(5月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●名刺・名簿・名札の作成</li> <li>●広報戦略研修(7月)</li> <li>・HP・SNSを利用したYEG活動の発信</li> <li>・各種事業の記録と保存</li> <li>・親会広報委員会への出向(毎月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新春懇親会の開催(1月)</li> <li>・各種大会の単会幹事(9月、11月、3月)</li> <li>・出向者支援</li> <li>・行政、他団体との交流</li> <li>・加古川交流研究会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工祭 加古川楽市の企画、管理、運営(9月)</li> <li>・商工祭の調査、研究</li> <li>・忘年会の開催(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子供たちに夢を与える事業の開催(8月)</li> <li>●加古川の魅力を発信する事業の開催(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会員拡大に関する各委員会との連携・意識の高揚(6月)</li> <li>・新入会員オリエンテーションの開催(2回)</li> <li>・会員拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家族交流事業の開催(5月)</li> <li>●卒業式の開催(3月)</li> <li>・会頭杯ゴルフコンペの開催(7月)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・OB会との交流</li> <li>・会員拡大</li> <li>・各委員会との連携</li> <li>・日本YEG関連事業</li> <li>・ホームページの活用</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・県青連大会、県青連アントレ事業への参加促進</li> <li>・近畿ブロック大会への参加促進(加西市 H30/9/28~H30/9/29)</li> <li>・全国会長研修会への参加促進(帯広市 H30/11/8~H30/11/10)</li> <li>・全国大会への参加促進(宮崎市 H31/3/6~H31/3/10)</li> <li>・親会関連事業への参加促進(会頭杯含む)</li> </ul>			

※ ●(は)計画書・報告書が必要な事業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
三役	キックオフ											
会務運営委員会		●通常総会					●臨時総会			●臨時総会		
組織改革委員会		新会・OB交流									●例会	
広報委員会				●例会								
渉外委員会										●例会		
楽市運営委員会						楽市			忘年会			
観光戦略委員会					●例会			●例会				
会員拡大委員会			●例会									
会員交流委員会		●例会		ゴルフ								●例会
大会関連						近プロ		会長研修会				全国大会

※ ●(は)計画書・報告書が必要な事業